

会報

9
2006 September



宮崎の橋101選 (田野蒼雲橋・宮崎市田野町)
日本最大級のV脚高



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成18年9月行事予定	1
◇平成18年10月上旬行事予定	2
◇県協会HP会員専用サイト登載項目案内（8月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇県協会	
1. 経常建設共同企業体に係る指名競争 入札参加資格審査の追加申請受付について	3
2. 下請契約における代金支払の適正化等について	4
3. 公共工事設計労務単価を見積り等の 参考資料として取り扱う際の留意事項について	7
◇雇用改善コーナー	
1. 宮崎県高等学校建築製図技術認定試験が実施される	8
2. 建設業に働く若者からのメッセージ	10
◇協同組合	
1. C A L S 対応土木管理システム・積算システム取扱のご案内	12
◇技士会	
1. 平成18年度1級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表	13
2. 平成18年度土木施工管理技術検定試験 2級「模擬」試験受験準備講習会のご案内	14
3. C P D S（継続学習）制度について	15
◇建退共	
1. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）	16
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（7月分）	16
◇建災防	
1. 第43回全国建設業労働災害防止大会について	17
2. 重大・死亡災害の情報	17
3. 石綿等の全面禁止等に係る労働安全衛生施行令等の改正について	18
◇火薬協会	
1. 火薬類消費場所巡回指導員の委嘱について	22
2. 火薬取扱責任者甲種・乙種試験及び製造丙種試験状況	23
3. 残り講習会の日程	23
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）	24
2. ICカードリーダー無償提供キャンペーン！	25
◇税務署だより	
1. 高齢者や障害者と税	28
◇(財)建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 年間完成工事高契約加入のお勧め	29

平成18年9月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金	建築物防災展（宮崎） 1級土木「実地」講習会（2日まで）		
2	土			
3	日			
4	月	県過積載防止対策連絡会議		
5	火		基金総合監査	
6	水			火薬保安教育講習会（都城）
7	木			火薬保安教育講習会（宮崎）
8	金	九州建設青年会議通常総会（宮崎） 2級土木試験「模擬試験」講習会 （9日まで）		
9	土		車両系（解体用）運転技能講習 （清武）	
10	日			
11	月			
12	火		建災防優良職長推薦委員会（宮崎）	
13	水	九州建設業協会第2回専務・事務局 局長会議（福岡）		
14	木		車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（16日まで清武）	火薬巡回指導員研修会（委嘱）（宮崎） 保証会社監査役会・取締役会（大阪）
15	金	第4回リーダー育成研修会	基金第2回理事会・代議員会	
16	土			
17	日			
18	月	敬老の日	敬老の日	敬老の日
19	火	全国建設業協会臨時総会、評議員 会（東京）	基金納入告知書発送	
20	水			
21	木			
22	金	建設業振興基金経営相談事業 アドバイザー情報交換会（鹿児島）		
23	土			
24	日	知事広域県政報告会		
25	月	九州建設業協会第2回会長会議、 第3回専務・事務局局長会議（福岡）		
26	火	建設業経理事務士4級特別研修 （27日まで宮崎） 電子納品体験セミナー（日向）		
27	水	建設産業新分野進出セミナー （28日まで宮崎） 電子納品体験セミナー（延岡）	建災防店社安全衛生管理担当者研 修会（宮崎）	
28	木	全国建設産業団体連合会会長会議 （福岡）	現場管理者統括管理講習（宮崎）	九州ブロック建設業協同組合研修 会（沖縄）
29	金		高所作業車運転技能講習 （1日まで清武）	
30	土			

平成18年10月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	㊥	1級土木施工管理技士「実地」試験		
2	月			
3	火			
4	水			
5	木		全国建災防大会（6日まで札幌）	
6	金		小型車両系運転特別教育 （7日まで清武）	
7	土			
8	㊥			
9	月			
10	火			

県協会ホームページ内会員専用サイト登載項目案内（8月分）

【公報、掲載】

	項 目	所 管	形 式
1	経営事項審査の事務取扱いについて	国 土 交 通 省	P D F
2	「AOSign サービス推薦団体謝恩キャンペーン」のご案内	宮崎県建設業協会	P D F
3	下請契約における代金支払の適正化等について	国 土 交 通 省	P D F
4	宮崎県建設業協会会員特別キャンペーン 経審マスターVer4.0 (H18.5会社法改正対応)のご案内	宮崎県建設業協会	P D F

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

（8月1日～31日）

【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
小 林	(株) 緒 方 組	所在地	小林市大字堤2775番地	小林市大字細野2026番地1

【退 会】

地区(市)名	会 社 名	代 表 者 名
都 城	(有) 椎 屋 建 設	椎 屋 幸 子
日 南	(有) 島 田 組	島 田 宮 子
東 諸	(有) 北 原 建 設	北 原 力
〃	玉 利 建 設 (株)	玉 利 朋 久

県協会

1. 経常建設共同企業体に係る指名競争入札参加資格審査の追加申請受付について

宮崎県では、経常建設共同企業体（経常JV）に係る指名競争入札参加資格審査の追加申請受付を行います。資格認定を希望される方は、下記により申請書を提出してください。

記

1 申請受付期間（平成18年10月2日認定分）

平成18年9月4日（月）から平成18年9月8日（金）まで

2 受付場所及び受付時間

受付場所：土木部管理課（持参に限り受け付けます。）

受付時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

3 提出書類及び提出部数

- (1) 指名競争入札参加資格審査申請書（経常建設共同企業体用） 2部
（1部は受付後に返却します。）
- (2) 希望する施工方式に対応した経常建設共同企業体協定書（副本） 1部

4 提出書類の配布

県庁ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/index/org/doboku/index_kanri.html

5 要件等

- (1) 対象となる建設工事の種類
土木一式工事、建築一式工事
- (2) 経常JVの施工方式
甲型（協同施工方式）、乙型（分担施工方式）又は甲乙両方
※ 施工方式は協定書により決定しますので、希望する施工方式に対応した協定書を作成してください。
- (3) 構成員の組合せ、構成員数
等級格付が同一等級又は直近等級にある建設業者2又は3の組合せに限ります。
- (4) 構成員の要件
 - ア 宮崎県から平成18・19年度の競争入札参加資格の認定を受け、かつ対象業種に係る等級格付がB級以上であること。
 - イ 対象業種に係る建設業許可を取得してから5年以上経過していること。
 - ウ 対象業種について、元請としての一定の実績又は下請としての相当の施工実績があること。
 - エ 県内に建設業法上の営業所のうち本店を有すること。

(5) 平成18年6月1日付けで経常JVの定期認定を受けている者について

既に認定を受けている者は、追加認定の申請を行うことはできない（既に認定を受けている経常JVを解散した場合等も含む。）。

6 資格審査

経常JVの指名競争入札参加資格審査は、「宮崎県経常建設共同企業体取扱要領」及び「建設工事入札参加資格審査に関する要領」に基づき、各構成員の指名競争入札参加資格審査申請書を用いて行います。

7 追加認定の日程

追加認定日	追加申請受付期間	認定期間
平成18年10月2日	平成18年9月4日～9月8日	平成18年10月2日～平成20年5月31日
平成19年4月2日	平成19年2月2日～2月13日	平成19年4月2日～平成20年5月31日
平成19年10月1日	平成19年8月3日～8月10日	平成19年10月1日～平成20年5月31日

8 問合せ先

土木部管理課建設業担当 電話番号 0985-26-7176

2. 下請契約における代金支払の適正化等について

国土交通省総合政策局長

標記については、従来から元請業者に対する指導方お願いしているところであるが、建設投資が低迷し、厳しい経営環境が続く中、資金需要の増大が予想される夏期を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、平成3年2月5日に策定した「建設産業における生産システム合理化指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行ってきたところであり、平成16年6月9日に策定した「建設産業構造改善推進プログラム2004」においても、元請下請取引の適正化に向け、建設業者団体が自主的な取り組みを強化するとともに、行政においても指導を徹底することとしている。

しかしながら、下請代金支払状況等実態調査（以下「下請代金調査」という。）等によれば、徐々に改善しているものの、書面による下請契約が行われていない例や前払金や労務費相当分などの必要な資金についても下請業者に対して適正に支払われていない例のほか、元請業者によるいわゆる「指値」による発注が多く見られるなど、依然としてその改善が遅れている状況が見受けられる。特に、下請契約の内容を変更する場合、当該変更部分の建設工事の開始に先立って書面による契約が行われていない例が多く見られる。

最近の厳しい建設産業の経営環境の中で、とりわけ元請下請取引の適正化が従来にも増して強く求められており、また、それが上位下請と下位下請の取引にも大きな影響を与えている。このことを踏まえ、関係法令や指針等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び代金支払の適正化等元請下請取引の適正化に一層努められるよう、貴会傘下建設業者に対し、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導をさらに徹底されたい。

国土交通省においても、立入調査を行い、見積りや契約の方法、前払金の取扱い、支払期日、現金払の比率、手形期間など、元請下請関係の適正化のための指導を行うこととしている。

また、最近、公共工事において、低入札価格調査制度対象工事が増加傾向にあり、下請業者へのしわ寄せが懸念されることから、国土交通省では、今後、下請契約の締結状況や代金の支払状況等について、より詳細な実態把握を行うための立入調査を実施することとしているので、併せて周知されたい。

記

1. 見積り及び契約について

下請代金調査によると、徐々に改善しているものの、依然として下請契約において書面による契約がなされていない例が多く見られることから、建設工事の開始に先立って、建設業法第19条に基づき、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、適正な工期及び工程の設定を含む契約を締結すること。特に、建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事の場合は、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地について書面に記載するよう留意すること。

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするとし、そのため、見積依頼書の提示及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。特に、下請代金の見積りに当たっては、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮すること。なお、昨今の原油価格の高騰に伴い、材料価格・燃料価格の上昇が懸念される状況にあることから、市場価格を参考にしつつ適切な見積りとなるよう留意すること。

今回、併せて、公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱う際の留意事項について通達したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

なお、見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会において「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の内容の普及促進について申合せがなされているので、当該申合せの周知徹底を図ること。

また、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金を変更する必要があるときは、双方の協議等の適正な手順により書面による契約をもってこれを変更すること。

特に、適切な契約手続きに基づかず、元請下請双方の協議がないまま、建設工事現場で発生する諸費用を下請負代金額から差し引く事例が多く見られることから、これらの諸費用を一方的に下請業者から徴収することのないよう留意すること。

2. 前払金について

元請業者が前払金の支払を受けたにもかかわらず、当該前払金を他の建設工事の支払に流用しているなど、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他当該前払金に係る下請工事の着手に必要な費用を前払金として支払わない例があるとの指摘がなされているが、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請業者に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。

特に、公共工事においては、発注者からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前金払制度の趣旨を踏まえ、下請業者に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。

また、公共工事に係る前払金については、下請業者（保証事業会社と保証契約を締結した元請業者と下請契約を締結した下請業者に限る。以下この段落において同じ。）の請求により下請業者の口座へ振込が可能なので、この旨を下請業者に対して周知するとともに、保証事業会社と保証契約を締結した元請業者においては、この方式により下請業者に対して前金払を行うよう努めること。

なお、下請業者に対する前払金の適正な支払を確保するため、保証事業会社による監査が行われることになっており、保証契約時に用途内訳明細書に支払先名、支払方法等を明記させ、前払金支払時においては、できる限り下請業者の口座に直接振込を行うことを基本とするが、それによらず立替払とする場合は請求書等により支払先等の確認を徹底することとしている。また、前払金の払出しに係る不適正な取扱いがあった場合は、払い出した前払金を預託口座に払い戻させるなど厳正な措置を講じているところであり、これらの内容についても、周知徹底を図ること。

3. 検査及び引渡しについて

元請業者は、下請業者から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者からの申し出があったときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

4. 支払期日について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成検査終了後、下請業者からの工事目的物の引渡しの申出の日から50日を経過する日以前で、かつできるだけ短い期間内において支払期日を定めることとしているが、50日というのはあくまで上限の日数であるので、できる限り短くするよう留意すること。

5. 支払方法について

下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

6. 手形期間について

手形期間は、120日以内でできる限り短い期間とするよう従来より通知しているが、120日を超える期間を設定している例も依然として見受けられるので、さらに徹底すること。

また、特定建設業者については、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。

7. 下請業者への配慮等について

下請業者をめぐる最近の厳しい経営環境や、工事の安全性及び品質の確保の必要性に鑑み、元請業者は、下請契約の締結に当たり、必要な諸経費を適正に考慮するとともに、下請業者の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

また、元請業者は、下請業者の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

特に、公共工事や一定の民間工事については、「下請セーフティーネット債務保証事業」による資金調達も可能となっており、その活用による下請業者への支払の適正化に配慮すること。

特定建設業者は、建設業法第24条の6、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

8. 適正な施工体制の確保について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しに二次以下の下請契約の請負代金の額を明示した請負契約書を添付して発注者に提出すること及び施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられているので、遵守するよう徹底を図ること。また、平成16年12月28日に改定された「施工体制台帳等活用マニュアル」においても現場の施工体制の確認の徹底が求められていることも踏まえ、これまで以上に下請契約の適正化に努めること。

9. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても上記1から8までの事項に準じた配慮をすること。

3. 公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱う際の留意事項について

国土交通省総合政策局労働資材対策室長

下請契約における下請代金の設定に当たっては、「下請契約における代金支払の適正化等について」（平成18年8月2日付け国総入企第21号）により、見積依頼書の提示及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設業者に対し指導の徹底をお願いしているところである。

ところで、公共工事設計労務単価は、そもそも、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

したがって、公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱うに際しては、個々の契約を拘束するものでないこと、諸経費分は含まれていないことなどの上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、例えば、交通誘導業務について契約を締結する場合には、交通誘導員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する等、適切な取扱いが図られるよう、併せて、貴会傘下建設業者に対する周知徹底をお願いしたい。

雇用改善コーナー

1. 宮崎県高等学校建築製図技術認定試験が実施される

宮崎県高等学校の建築系の学科で学ぶ生徒を対象にした「建築製図技術認定試験」が、平成18年7月22日（土）県内工業高校において実施された。

この技術認定試験は、建築科に学ぶ生徒が建築製図に関する技術・技能に習熟し、学習意欲を高め目的意識を持って充実した学校生活を送らせる目的で実施されているものです。本年度は、受験総数116名のうち学科及び製図（実技）の両方を合格した91名が認定試験合格者となり、宮崎県高等学校教育研究会工業部会長、宮崎県建築設計事務所協会会長、宮崎県建築士会長連名の合格証書が授与された。技術認定試験の概要、試験風景は次のとおりでした。



製図実技試験の風景

夢 築 < わたし 建設 の 職場 雇用 改善

宮崎県高等学校建築製図技術認定試験概要

1 試験名称

宮崎県高等学校建築製図技術認定試験

2 趣旨

宮崎県高等学校の建築系に関する学科で学ぶ生徒に、建築製図に関する技術・技能に習熟し、学習意欲を高め、目的意識を持って充実した学校生活を送らせるとともに、将来にわたって豊かな職業生活を営むための資質を育成するため、建築製図に関する技術・技能について本認定試験を実施する。

3 対象生徒

宮崎県高等学校の工業に関する学科のうち、建築系学科に在学する生徒。

4 主催、後援

主催……宮崎県高等学校教育研究会工業部会

共催……社団法人 宮崎県建築設計事務所協会

社団法人 宮崎県建築士会

後援……社団法人 宮崎県建設業協会

5 認定試験問題の内容

学科試験問題、及び実技試験問題の内容は、高等学校学習指導要領に定める内容に準拠するものとする。その場合、科目「建築製図」の基礎（木造の設計製図）及び「建築構造」（木構造）の木造専用住宅の内容を参考として出題する。

学科試験（30分）

実技試験180分（製図機使用） 210分（T定規、平行定規使用）

6 合格証書の授与

工業部会長

県建築設計事務所協会会長

県建築士会長の連名による技術認定合格証書を合格した者に授与。

7 今回の結果

(1) 実施期日 平成18年7月22日（土）

(2) 実施場所 各受験校（工業高校建築科、建設システム科、及び建築環境科）

日向工業 建築科

宮崎工業全日制 建築科

宮崎工業定時制 建築科

日南工業 建築環境科

都城工業 建設システム科

小林工業 建築環境科

(3) 受験総数 116名

(4) 合格者数 91名

夢 築 < わたし 建設 の 職場 雇用 改善

2. 建設業に働く若者からのメッセージ

<p>性別 男 年齢 23歳 経験年数 3年 塗装</p>	<p>目指していたとかではなく、ただ、高校を辞めてからフラフラしていて、そしたら友達から訓練校に行かないかと誘われて塗装科に入った訳で、そのままの流れで今の会社に入る事が出来ました。</p> <p>今まで働いて、何度も辞めようと思ったけど、続けていて本当に良かったと思っています。ちゃんとした職人になりたいと思っているし、いろんな資格をとってどんな現場でもこなせるような職人になりたいと思っています。</p> <p>今からいろんな仕事をしていくかもしれないけど、まずは続ける事が大事だと思います。辞めたいと思ってしまっても必ず続けたい気持ちの方が強いはずです。</p> <p>そして、会社の人達と少しでも仲良くなって指導してもらい早く1人前になれたらいいと思います。</p>
<p>性別 男 年齢 22歳 経験年数 1年4ヶ月 土木技術職</p>	<p>私の父は、昔から建設業の仕事をしており、小さい頃からよく工事現場に連れて行ってもらい、車の中から父の働く姿をよく見ていたことを憶えています。その時私の目に入ってきた物は、父の格好良さという物でした。沢山の作業員を動かして、見る見る内に現場が進んでいきました。私にとって父は大きく見え、私も将来父の様に大きくなりたいと思いました。それからは工事現場を見つける度に足を止め、何も分らない時でしたが、じっと工事現場を見入っていた自分を憶えています。それから高校生となり、手に職を持ちたいと思い、測量専門学校に入学しました。測量専門学校で色々勉強し、無事測量士補という資格を取得し卒業しました。</p> <p>まだまだこの先、色々な工事現場を任せられていると思います。まだ知らない「工事現場の魅力」が出てくると思います。次の現場に行くと、いい緊張感を持ちいろんな事を体験し勉強していきたいと思っています。そしていつか大きく見えた父を追い抜きたいと思っています。と同時に、この建設業という仕事に就いて良かったと思えるようになりたいと思っています。</p>
<p>性別 男 年齢 21歳 経験年数 1年4ヶ月 現場監督</p>	<p>自分は今、現場監督という仕事についているのですが、この現場監督という仕事は建物を作るという工程の中で、建物を造るにあたって必要な、鉄筋工、型枠工、塗装工、内装工など、その他にも様々な業種の仕事を動かしていく仕事です。自分で段取りを考え、つまり工程を考えて、この業者はいつから現場には行って、次にこの業者がはいるといった感じで考えていき、その自分の組んだ工程通り、スムーズに現場が動いていった時の、達成感というものは、何ものにも変えられない喜びがあると思います。</p> <p>僕が感じた建設業、建物を造るという仕事の中での1番の喜びというものは、建物が出来上がった時、竣工後に感じるものではないかと思っています。引渡しを施主さんの方に行き、施主さんの方から感謝の言葉を頂いた瞬間というものには、何ものにも変えられない喜びがあるものだ僕を感じました。出来上がった建物を見て思うことは、もちろんあそこをこういう風に仕上げたんじゃないかという後悔の気持ちは出てくるのですが、その出来上がった建物に関わってきた様々な工事、工程のことを振り返って起こる達成感に感動を感じたりもします。</p> <p>建設業というものは、決して楽な仕事ではありません。ただ、大変な仕事だからこそ得られるものは計りしれないものがあると思います。とてもやりがいのある仕事です。そのやりがいを、自分で無に変えないようこれから先、自分のレベルの向上を図り、真っすぐな気持ちを持って、この建設業という仕事と向き合っていこうと思います。</p>

<p>性別 男 年齢 21歳 経験年数 1年4ヶ月 施工管理</p>	<p>就職する前までは、建物を建てるということ、プラモデルを作るように説明書を読めば出来る。すなわち、設計図があれば簡単に出来るというイメージでしかありませんでした。そして自分が考えた通りに建物が建っていくものだと思っていました。しかし、実際に建設会社に就職してみると建物はプラモデルのように説明書を読んでいけば出来上がるものではありませんでした。</p> <p>建物を建てるに当たり、まず建物は、自然環境も影響するので、建物を簡単に造るわけにはいかないという事と、ほとんど受注生産という所は、就職してから分かった部分でした。</p> <p>現在、私は、小学校の校舎改築工事をしております。12年前に仮囲いの隙間から見ていた時とは逆に、仮囲いの中で建物を造っていますが、時々、現場の外を見ると小学生が、やはり仮囲いの隙間から見ている所を見たりします。その度に、当時の事を思い出し、私が小学生の頃に思い描いていた夢が、今の自分の励みとなり、頑張る事が出来ます。これから先、1年1年と年を重ねるごとに自分自身のスキルを高め、1日でも早く一人前の現場管理技術者になると共に、将来は品質の高い建物を造り、その建物を利用する人に喜ばれるような建物を造っていきたいです。</p> <p>これから建設業に就職する後輩に、私は失敗を恐れる事を考えるより、まず、自分自身が現場に溶け込んでいく方が、現場の事がよく見えてくると思うので、是非頑張ってください。</p>
<p>性別 男 年齢 29歳 経験年数 8年 建築技術者</p>	<p>今まで14件の現場を担当させて頂きましたが、この仕事の魅力は、同じ構造・工法はあっても、同じ条件の同じ建物というものは全くないという所にあると思います。敷地や周辺住民の方々、工期、設計者、御施主さんに至るまで、毎回が変化に富んでいて面白いと思います。</p> <p>入社した当時私は病院の増築現場に配属になり、そこで約8ヶ月現場の仕事をさせて頂きました。配属した頃は一期工事の仕上げ段階で、左官屋さんから内装、設備、電気、別途業者さんに至るまで、15社を超える作業員の方々が仕事をしていました。まず最初の1ヶ月、僕のメインの仕事は「片付け」「職人さんとの会話」また「片付け」の毎日でした。最初は何をしていたら良いのか全く分からず、先輩の「〇〇を持ってきて」という様な建築用語が何の事か分からず、ただ毎日が無目的に進んで行くような気がしていました。でも何か仕事を与えられたら嬉しかったのは記憶しています。</p> <p>それから少しずつではありますが、墨出し作業でレベル、トランシットの使い方を覚え、写真の撮り方の本を見ながら写真を撮ったり仕事と呼べる事をさせてもらえるようになりました。やはりすべての仕事に言えると思いますが、「習うより慣れろ」であると思います。写真撮りにおいては、撮る前に職人さんと話をして他の工法などの話や、納まりについてなど色々コミュニケーションを取りながら仕事出来るので、かなり勉強になりました。そんな私ですが今では1人で現場を任される事もあったり、入社当時を考えると信じられないと思ったりもします。自分の出した墨や、自分の書いた施工図で職人さんが仕事をしている。これって快感です。また自分の考えたVE案や代替案が設計・施主の了承を得られ、実際の現場に反映される事がありやる気も出てきます。</p> <p>私の大先輩にあたる上司から言われた言葉で、「今自分がしている仕事、それは本当にそれで良いのか常に考えろ」「自分にも出来て、他の人にも出来る仕事なら、他の人にさせなさい。お前にはお前にしか出来ない仕事があるはずだ」と言われた事があります。心に響いた言葉です。現場管理という仕事は、一つの事だけをやっていただけの勤まりません。やはり現場全体を一步引いた所から良く見て、軌道修正したり次の段取りをしたり、常に先を読んで仕事を進めていくものだと教わりました。私一人が一つの仕事に100人の人から1%ずつ力を借りて現場を動かす。それが現場の有り方であると思います。その中で「自分にしか出来ない事」を見つけ、現場に生かしていく、そして何より建物は多くの方々の協力で造られていきます。その方々への感謝の気持ちは絶対に忘れてはならない事だと思います。出来上がった時の達成感と御施主さんから感謝された時の満足感は、何回経験しても良いものです。</p> <p>冒頭で述べた様に、同じ建物というのは一つもなくすべてがオリジナルなので、今後も初心を忘れず、時に基本に立ち戻り、多くの方の力を借りながら精進していこうと思います。</p>

協 同 組 合

1. C A L S 対応土木管理システム・積算システム取扱のご案内

宮崎県では、これから電子入札・電子納品といったC A L S / E C が本格的に始まることから、社内環境の更なる「IT化」を進めていくことが必須となっていきます。

皆様のご使用されているシステムの見直しはお済でしょうか？

各々のプランにあった、コスト削減に繋がるシステム及び社内環境の御案内ができます。

また、どのように対応していったらよいのか？システム以外の諸問題に関する事等にもお気軽にご相談下さい、当協同組合ならではの御案内ができます。

取 り 扱 い シ ス テ ム 商 品

積算システム……吉備システム株式会社……スーパー積算メビウスII
国土交通省・農林水産省・県・市町村に対応
一般土木・耕地・森林整備・下水道開削・上水道・公園の歩掛り・単価登録
ユニットプライス・オープンブック対応
電子入札における工事内訳書の作成
実行予算の作成、コスト削減への意識改革に最適！

出来形システム……株式会社建設システム……デキスパート
出来形管理・写真管理・展開図・測量・構造物計算・工程表作成・原価管理・
C A D 製図
電子納品に完全対応
台数制限なしで入力フリー、保存可能・出力時に制限機能あり
必要なソフトだけを選択導入可能
書類管理作成時間の低減、敏速化に最適！

出来形システム……福井コンピュータ株式会社……E X - T R E N D 武蔵
出来形管理・写真管理・展開図・測量・構造物計算・C A D 製図
電子納品に完全対応
台数制限5台あり、保存可能・出力時に制限機能あり
必要なソフトだけを選択導入可能。ソフトセット価格あり
書類管理作成時間の低減、敏速化に最適！

お問合せ 宮崎県建設事業協同組合 担当 坂元

宮崎市橘通東2-9-19 宮崎県建設会館2F

T E L 0985-23-3691 F A X 0985-23-3599

技 士 会

1. 平成18年度 1級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表

去る、平成18年7月2日に1級土木施工管理技術検定「学科試験」が行われました。

その、実施結果について平成18年8月18日に（財）全国建設研修センターから発表があり、合格者にはすでに通知がなされているところであります。

つきましては、各試験地における合格者数等は下記のとおりとなっております。

なお、（財）全国建設研修センターのホームページ（<http://www.jctc.jp/>）でも合格者受験番号が掲載されていますので併せてご連絡いたします。

下表のとおり、受験予定者数の合計60,664人（前年度67,811人）に対して、当日の出席者数は50,464人（同56,205人）と、今年度は前年度に比べ、いずれも減少しています。また出席率は83.2%（同82.9%）と前年度を上回っております。

ただし、合格者数は合計25,846人（同27,637人）で、合格率51.2%と前年度の49.2%を2.0%上回っています。

福岡会場は、受験予定者数の8,974人（前年度9,738人）に対して、出席者数7,513人（同8,145人）でいずれも減少しておりますが、出席率83.7%（同83.6%）で前年度を僅かに上回っています。合格者数は3,698人（同3,943人）で、合格率49.2%と前年度の48.4%を僅かに上回っております。

平成18年度 1級土木施工管理技術検定・学科試験実施結果表

平成18年7月2日実施

平成18年8月18日発表

試験地	受験予定者数	出席者数	出席率 (%)	合格者数	合格率 (%)	摘 要
札幌	2,862	2,399	83.8	1,114	46.4	
釧路	670	565	84.3	236	41.8	
青森	1,200	1,008	84.0	481	47.7	
仙台	4,336	3,548	81.8	1,816	51.2	
東京	13,818	11,287	81.7	6,028	53.4	
新潟	2,332	1,957	83.9	1,062	54.3	
名古屋	6,777	5,718	84.4	2,988	52.3	
大阪	9,877	8,274	83.8	4,240	51.2	
広島	2,863	2,406	84.0	1,287	53.5	
岡山	2,107	1,784	84.7	963	54.0	
高松	2,851	2,432	85.3	1,331	54.7	
福岡	8,974	7,513	83.7	3,698	49.2	前年度合格率 48.4%
沖縄	1,997	1,573	78.8	602	38.3	
計	60,664	50,464	83.2	25,846	51.2	

●合格基準：65問の内39問以上正解を合格とする。

なお、65問は、全96問の内、必須及び選択問題を合わせた総解答数である。

2. 平成18年度土木施工管理技術検定試験 2級「模擬」試験受験準備講習会のご案内

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどから、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切な事であります。

建設産業は厳しい状況にあります。今こそ人材対策は重要な課題であり、優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組む必要があります。

建設事業に携わる技術者はいついかなる厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽・自己啓発に努め能力を十分蓄え自信をもち対応していただきたいと思っております。それには「国家資格」を取得される事が大切であります。

去る、7月31日～8月4日まで2級「学科」の受験準備講習会を終了しました。受講生の皆様は真剣に取り組んでおられました。

つきましては、2級土木施工管理技士の資格取得の合格率を更にアップするため、「模擬試験」を次のとおり計画いたしましたのでご参加いただきますようご案内申し上げます。

日 程	平成18年9月8日（金）～9日（土）2日間
時 間	9：00～16：00
場 所	宮崎県建設会館（宮崎市）
試 験	平成18年10月22日（日）（福岡市・鹿児島市）
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696

生き残りの条件は力でなく、変化に対応できることである

3. CPDS（継続学習）制度について!!

最近の急激な科学技術の進展につれて、土木工事の施工法は進歩し、環境や健康に対する国民の価値観も変わり、工事の施工上のルールも急激に進化しています。

このように厳しい条件の下であっても、適切な施工が求められるなど、公共事業に携わる国家資格者である『土木施工管理技士』の責任は重大であり、これに対応するため自己の能力の維持・向上の研鑽は不可欠であります。

技術者の技術力は、知識と経験によって支えられています。知識は、学校教育による学歴と各種資格の取得、さらに実社会に出てからの自己研鑽による学習等によって得られ、経験は実社会における工事の実務経験によって培われています。

つまり、技術者の技術力は「学歴、資格」・「継続学習」・「実務経験」の3本柱によって支えられているのです。

そこで、自己研鑽による学習を『CPDS（継続学習）』制度によって学習単位（ユニット）で評価し、自己啓発に努力する優秀な技術者の活用を社会にアピールするものです。

1. CPDS（継続学習）制度の目的は次のとおりです。

- ① 努力する技術者の評価
- ② 土木施工管理技士の技術レベルの維持管理
- ③ 施工管理学習の体系化

2. CPDS（継続学習制度）の目標メリットは次のとおりです。

- ① 経営事項審査の技術力評価への加算
- ② 工事専門分野毎への工事实務経験として換算
- ③ 技術検定の受検資格要件である実務経験年数の短縮

* 広島県・高知県・愛媛県・長野県・佐賀県・長崎県等が入札参加資格審査申請において「CPDS」を主観的事項（技術力評価）のなかに新たに加わった。……参考までにお知らせいたします。

先月（8月）号の技術委員会名簿で津田兼児様の支部名が日向となっていますが「延岡」の誤りです。1級実地試験準備講習会開催ご案内の日程で9月2日（土）です。

訂正しお詫び致します。

生き残りの条件は力でなく、変化に対応できることである

建退共

1. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共 濟 契約者数	被共済者数	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (6月分)
					件	千円	千円
先月までの 累 計		社 3,612	名 48,154	冊 14,537	件 2,141	千円 1,639,084	千円 1,042,694
7 月 分		5	190	941	112	75,989	62,537
17 年 度 計		3,617	48,344	15,478	2,253	1,715,073	1,105,231
脱 退		2	138				
累 計		3,615	48,206	336,750	34,207	18,288,697	109,063,494

注：掛金収納額は18.6月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（7月分）

1. 適用

(平成18年7月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
419社	5,032人	853人	5,885人

2. 給付

裁定状況

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	8	3,483,100	19	8,171,200
第2種退職年金	19	3,893,900	57	10,165,200
選択一時金	2	771,800	14	6,704,500
脱退一時金	17	3,061,400	77	14,032,800
遺族一時金	0	0	3	1,186,200

3. 年金経理（保有資産）

信託資産	16,796,509,130 円
合 計	16,796,509,130 円

注：時価である

建 災 防

1. 第43回全国建設業労働災害防止大会について

第43回全国建設業労働災害防止大会が、来る10月5日（木）、6日（金）の両日、札幌市の北海道立総合体育センター等において開催されます。

最近の建設業界を取り巻く環境は、長引く経済不況の下、依然として厳しく、企業においてはコスト削減が優先される状況の中で、安全衛生管理活動への影響が懸念される所です。

昨年は、全国の建設業における労働災害による死亡者数が初めて500人を切りましたが、今なお、多数の死亡事故が発生しており、人命尊重の観点から対応することが求められています。

このような時にこそ、安全の重要性を再確認し、安全衛生意識の高揚を図ることが重要であり、多くの関係者が一同に会し、今日の状況にふさわしい建設業の安全衛生について共に考えようとする、全国建設業労働災害防止大会は、特に重要な安全衛生活動であると考えられます。

今年度は、大会初日の総合部会において、政治評論家福岡政行氏の記念講演のほか安全衛生表彰等が行われ、大会二日目は、労働安全衛生マネジメントシステム部会、土木建築施工部会、安全衛生教育部・住宅部会、専門工事部会に分かれて開催され、プロ野球元監督の大沢啓二氏ほかの特別講演、研究発表が行われることになっており、多数、参加頂くようご案内いたします。

なお、参加される方で、参加券購入希望の方は、当支部へ申し込んでください。

また、大会初日に行われる安全衛生表彰においては、当支部から次の会社及び職長さんが受賞されます。

受賞おめでとうございます

○ 功績賞（職長）

- | | | |
|----------|-----------|--------|
| 1 野村 広 幸 | 株式会社 桜木組 | （都城分会） |
| 2 末澤 輝 一 | 河野建設 株式会社 | （日南分会） |
| 3 工藤 晃 嗣 | 株式会社 三矢建設 | （日向分会） |

○ 優良賞

- | | |
|--------------|--------|
| 1 株式会社 片地工務店 | （建築分会） |
|--------------|--------|

2. 重大・死亡災害の情報

発 生 日 時	発生場所	死傷者	事故の種類	発 生 状 況
①平成18年7月26日 9時15分頃	宮崎市	男1名 (死亡1)	墜落・転落	道路災害復旧工事において、ブロック積み施工箇所をドラグ・ショベル（機体重量5.1トン）で掘削するために急斜面（約40度）を斜め35度に約2メートル下ったところで谷側に横転し、急斜面を約15メートル転落、被災者は、機体から投げ出されて死亡した。

3. 石綿等の全面禁止等に係る労働安全衛生施行令等の改正について

厚生労働省

1 改正の趣旨

- (1) 「アスベスト問題への当面の対応」（平成17年7月29日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）において「アスベスト含有製品について、遅くとも平成20年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する。」とされたことを受け、「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」を設置し、専門的見地から検討を行った。その結果を踏まえ、石綿等の製造等の全面禁止を行うため、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）について所要の改正を行うこととする。
- (2) また、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）の施行後に関係者からのヒアリング等により明らかとなった作業の実態に係る知見を踏まえ、吹き付けられた石綿等の封じ込め、囲い込みの作業等における石綿ばく露防止対策の充実等を図るため、石綿障害予防規則について所要の改正を行うこととする。

2 労働安全衛生法施行令の改正

(1) 製造等の禁止（要綱第一関係）

アモサイト及びクロシドライト以外の石綿含有製品については、建材等10品目のみが製造等の禁止の対象とされているところであるが、全ての石綿及び石綿を含有する製剤その他のものを製造等禁止の対象とする。

また、製造等が禁止される石綿の含有率として、1%を超えて含有するものが対象とされているところであるが、これを0.1%を超えて含有するものを対象とする。

(2) 規制の対象となる有害物の範囲の拡大（要綱第二関係）

作業主任者を選任すべき作業、作業環境測定を行うべき作業場、健康診断を行うべき有害な業務及び健康管理手帳を交付する業務について、製造等の禁止と同様、現行、石綿を1%を超えて含有するものが対象とされているところであるが、これを0.1%を超えるものを対象とする。

また、今般、石綿の製造等を禁止することから、作業主任者を選任すべき業務について石綿を「製造し、又は取り扱う作業」から「取り扱う作業」に改正する等の整備を行うこととする。

(3) 経過措置（要綱第三関係）

① 施行日前に製造等されたものの使用に関する経過措置（要綱第三の一関係）

政令の施行の日前に、製造され、又は輸入され、かつ、同日において現に使用されているものについては、施行日以降引き続き使用されている間は、使用を認める。

② 石綿分析用の試料に関する経過措置（要綱第三の二関係）

政令の施行日前に製造、輸入等された石綿分析用の試料の用に供されるものについては、製造等禁止の対象とはならないものとする。

③ ジョイントシートガスケット等の製造等に関する経過措置（要綱第三の三関係） 別添1参照

国民の安全の確保上、国内の既存の化学工業施設、鉄鋼業施設、非鉄金属製造業施設の設備の接合部分に用いられるガスケット又はパッキンであって、温度、圧力等が一定以上の条件の下で使用するもの等については、例外的に製造等を認めることとする。（ポジティブリスト化）

④ その他、この政令の施行に関し必要な経過措置（要綱第三の四関係）

適用除外製品等については、引き続き作業主任者の選任義務があること等の必要な経過措置を定めることとする。

(4) 施行期日等（要綱第四関係）

施行日を平成18年9月1日として、旧政令附則では、製造等禁止製品であっても施行日前に製造され、輸入されたものについては、使用等が認められていたが当該条文を削除する等の関係政令の規定の整備を行うこととする。

3 石綿障害予防規則の改正

(1) 吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る措置（要綱第一関係） 別添2参照

現行、吹き付けられた石綿等については、これまで除去の作業について届出等を行わなければならないとされているところであるが、封じ込め又は囲い込みの作業について、作業の方法によっては、除去作業の場合と同等の発じんのおそれがあることが明らかになったことから、吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはばく露するおそれがある場合における当該石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業についても、届出等を行わせることとする。具体的には、

- ① 吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはばく露するおそれがある場合における当該石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業について、石綿等の使用の有無の事前調査、作業計画の作成、作業の届出、特別教育等を行わなければならないものとする。
- ② 当該石綿等に薬剤を吹き付ける封じ込めの作業、石綿等が吹き付けられた天井に吊ボルトを取り付ける囲い込みの作業等については、作業場所を隔離しなければならないものとする。
- ③ 上記②以外のものについては、作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止するとともに、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとする。
- ④ 労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態にしなければならないものとするとともに、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならないものとする。

(2) 石綿等が吹き付けられた建築物等における臨時の業務に係る措置（要綱第二関係）

現行、労働者が吹き付けられた石綿等の粉じんにはばく露するおそれがある場合には、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされているところであるが、臨時に作業を行う場合において建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければならないものとする。

(3) 足場、器具、工具等の持出し禁止（要綱第三関係）

現行、石綿等を取り扱う作業に使用保護具等については、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないとされているところであるが、足場、器具、工具等についても、付着したものを除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならないものとする。

ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではないものとする。

(4) 記録の保存期間の延長（要綱第四関係） 別添3参照

作業の記録及び健康診断の結果の記録について、現行では作業を行ってから30年間保存することとされているところであるが、アスベストによる疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、EU指令による規制と同様に、石綿等を取り扱う作業場において当該労働者が常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとするとともに、作業環境測定の結果及びその評価の記録についても、40年間保存するものとする。

(5) 施行期日等（要綱第五関係）

施行日を平成18年9月1日として、この省令の施行の際に現に行われている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業については、改正後の石綿障害予防規則に基づく届出等の規定は適用しない等の必要な経過措置を定めるとともに、関係省令について所要の規定の整備を行うこととする。

製造等禁止が猶予される製品（ポジティブリスト）

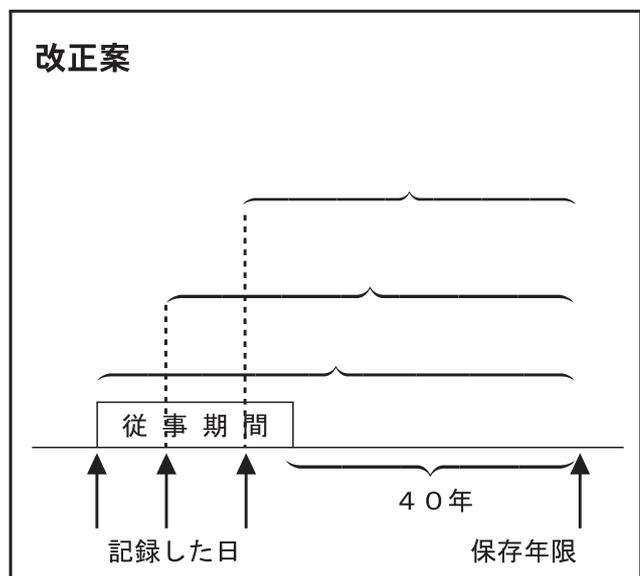
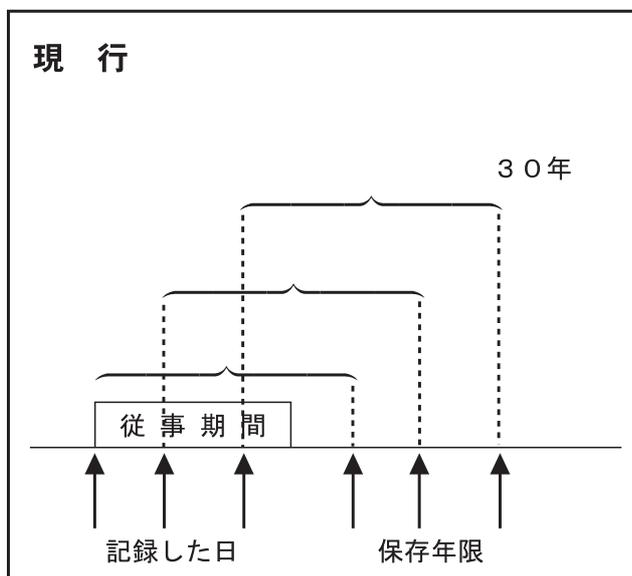
製品名		用途・条件	
1	ジョイントシート ガスケット	温度	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので100℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		サイズ	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500mm以上の大きさのもの
		圧力	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの
2	うず巻き形 ガスケット	温度	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので300℃以上の温度の腐食性の高い流体（pH2以下又はpH11.5以上のもの、熔融金属ナトリウム、黄りん、又は赤りん）、浸透性の高い流体（塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス、又はヨウ素ガス）、酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット形 ガスケット	温度	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4	グランドパッキン	温度	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の転炉、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
5	ロケットモータ用 断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの	
6	潜水艦用ジョイント シートガスケット及び グランドパッキン	国内において製造される潜水艦に使用されるもの	
7	原材料	1～6の製品の原料又は材料として使用されるもの	

封じ込め・囲い込み作業について

建築物又は工作物の解体等における石綿等の除去等に対する規制の体系

解体等の対象 実施すべき事項	石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物等					
	① 石綿等が吹き付けられた建築物等				② 耐火被覆材等の除去	③ ①, ②以外の建材の除去
	耐火建築物又は準耐火建築物の除去	その他吹き付けの除去	封じ込め・囲い込み (切断等を伴うもの)	封じ込め・囲い込み (切断等を伴わないもの)		
事前調査	○	○	○	○	○	○
作業計画	○	○	○	○	○	○
計画の届出	○					
作業の届出		○	○	○	○	
特別教育	○	○	○	○	○	○
作業主任者	○	○	○	○	○	○
保護具等	○	○	○	○	○	○
湿潤化	○	○	○	○	○	○
隔離	○	○	○			
作業員以外立入禁止				○	○	
関係者以外立入禁止	○	○	○	○	○	○
注文者の配慮	○	○	○	○	○	○

記録の保存年限の延長



火 薬 協 会

1. 火薬類消費場所巡回指導員の委嘱について

火薬保安協会長は、各地区（市）建設業協会長から推薦のあった下記の16名を第16期火薬類消費場所巡回指導員として委嘱いたしました。

巡回指導員の皆さんは、担当地域内において、計画的に巡回し火薬類の事故防止に関する指導を行っていただくこととなります。会員の皆様方のご理解とご協力をお願い致します。

退任されます、岩切哲久（宮崎地区）、前田岩男（日南地区）、東 光（日向地区）、平川 清（日向地区）、甲斐民治（高千穂地区）の各氏には長期間の巡回指導員としての活動により火薬類事故防止にご尽力いただきました。衷心より感謝を申し上げます。ご苦勞様でございました。

第16期火薬類消費場所巡回指導員

氏名	所属会社	地区	担当地区	備考
川名日出男	(株) 志多組	宮崎地区建設業協会	宮崎市、清武町	新任
三輪 幸憲	(株) 長友組	東諸地区建設業協会	宮崎市高岡町、国富町、綾町	再任
太田 幸弘	富岡建設(株)	日南地区建設業協会	日南市、北郷町、南郷町	新任
内田 仁	内田産業(株)	串間市建設業協会	串間市	再任
清水 勝	大淀開発(株)	都城地区建設業協会	都城市、三股町	再任
河野 与一	(有)河野産業	小林地区建設業協会	小林市、えびの市、野尻町 高原町、須木村	再任
白井 久雄	南邦興業(株)	高鍋地区建設業協会	高鍋町、新富町、川南町 都農町、木城町	再任
池田 博	(株)伊達組	西都地区建設業協会	西都市	再任
大坪 三男	(有)浜砂信建設	西都地区建設業協会	西米良村、椎葉村の一部	再任
宮河 一雄	大瀬建設産業(株)	延岡地区建設業協会	延岡市、北川町	再任
園田 聖二	旭建設(株)	日向地区建設業協会	日向市、美郷町南郷区	新任
清水 重信	(有)清水組	日向地区建設業協会	美郷町西郷区・北郷区、門川町	新任
菊池 隆一	(株)太伯建設	日向地区建設業協会	諸塚村	再任
岡村 順一	(株)岡村建設	日向地区建設業協会	椎葉村	再任
佐藤 文則	(株)佐藤建設	高千穂地区建設業協会	高千穂町、五ヶ瀬町	再任
永迫 亮一	(株)永迫建設興業	高千穂地区建設業協会	日之影町	新任

慣れと過信は事故の元 基本を守り 安全発破

2. 火薬取扱責任者甲種・乙種試験及び製造丙種試験状況

みだしの試験については、平成18年8月27日（日曜）全国一斉に実施されました。
宮崎県試験場の受験状況は下記のとおりでした。

	願 書 受 理 数	欠 席 者 数	受 験 者 数
甲 種	83	4	79
乙 種	12	2	10
製 造 丙 種	3	0	3
合 計	98	6	92

合格発表は、10月13日の予定です。

発表は当協会事務所掲示板に掲示するほか、受験者に合否通知書を発送します。
また、インターネット・ホームページ {全国火薬類保安協会} に掲載します。

3. 残り講習会の日程

あなたの保安手帳は失効していませんか。受講記録欄で確認してください。
受講の必要な方は、当協会への受講申込を急いで行ってください。

(1) 責任者保安講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
9月6日	水	都城市	都城地区建設業協会	13:00～17:00
9月7日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00～17:00
10月12日	木	高鍋町	高鍋地区建設業協会	13:00～17:00
10月26日	木	高千穂町	高千穂地区建設業協会	13:00～17:00
12月14日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00～17:00

(2) 従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
9月6日	水	都城市	都城地区建設業協会	13:00～16:00
9月7日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00～16:00
10月12日	木	高鍋町	高鍋地区建設業協会	13:00～16:00
10月17日	火	日向市	日向地区建設業協会	13:00～16:00
10月26日	木	高千穂町	高千穂地区建設業協会	13:00～16:00
12月14日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00～16:00

(3) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
9月7日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00～17:00
12月14日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00～17:00

慣れと過信は事故の元 基本を守り 安全発破

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成18年度	533	▲8.9%	14,812	8.8%	1,463	8.6%	51,108	16.7%
平成17年度	585	8.9%	13,616	▲60.2%	1,347	1.4%	43,786	▲39.2%
平成16年度	537	4.9%	34,247	39.0%	1,328	4.9%	71,999	23.5%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円)

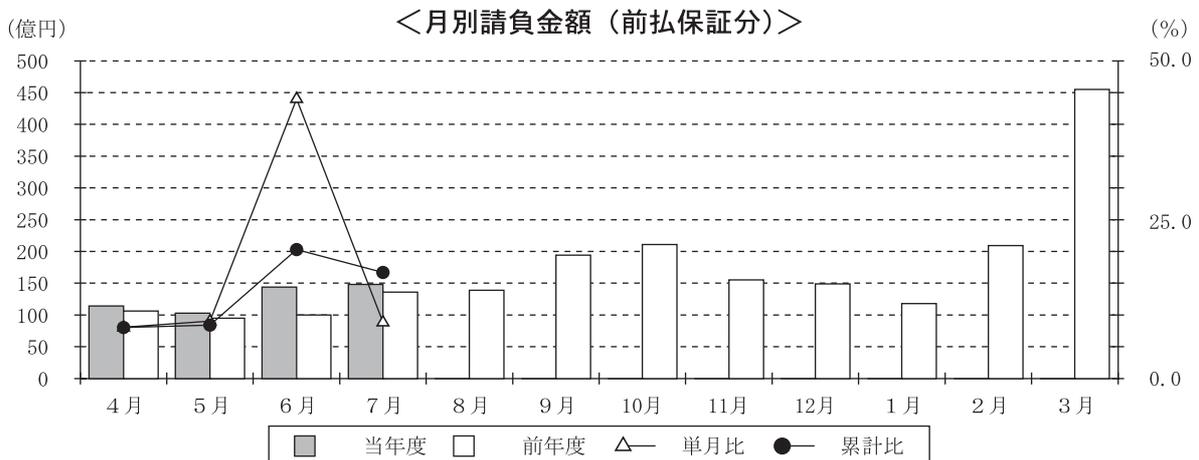
	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	54	2,908	64.1%	19.6%	145	9,439	9.4%	18.5%
独立行政法人等	6	380	▲50.9%	2.6%	26	7,213	79.9%	14.1%
県	176	4,871	▲0.3%	32.9%	520	18,181	18.2%	35.6%
市 町 村	291	6,339	3.0%	42.8%	761	15,844	3.0%	31.0%
そ の 他	6	312	885.9%	2.1%	11	429	13.1%	0.8%
計	533	14,812	8.8%	100.0%	1,463	51,108	16.7%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	134	4,565	42.0%	30.8%	285	10,102	11.0%	19.8%
高 岡	6	124	▲80.8%	0.8%	38	779	▲60.7%	1.5%
西 都	11	407	▲18.6%	2.8%	49	1,963	86.9%	3.8%
高 鍋	27	817	31.6%	5.5%	69	5,632	27.5%	11.0%
日 南	37	999	113.7%	6.7%	97	2,405	47.4%	4.7%
串 間	7	70	▲58.0%	0.5%	42	369	0.5%	0.7%
都 城	59	1,351	▲31.6%	9.1%	145	4,788	▲6.5%	9.4%
小 林	51	779	▲45.4%	5.3%	115	3,173	▲38.3%	6.2%
日 向	64	2,999	110.6%	20.3%	224	11,916	79.4%	23.3%
延 岡	68	1,907	▲1.7%	12.9%	174	6,264	▲3.5%	12.3%
西 臼 杵	69	788	▲35.5%	5.3%	225	3,713	102.3%	7.3%
計	533	14,812	8.8%	100.0%	1,463	51,108	16.7%	100.0%

※宮崎・高岡地区については、合併により対象となる工事場所が前年度と今年度で異なるため、増減率は参考数値として表示。



2. ICカードリーダー無償提供キャンペーン！

電子入札用ICカードシェアNo.1の日本電子認証株式会社（略称：NDN）では、9月1日より、有効期間「4年+30日」のICカード販売を始めました。

NDNでは、販売開始を記念して、9月1日から11月30日までの間、NDNを推薦していただいている**社団法人宮崎県建設業協会の会員である皆様を対象**にした謝恩キャンペーンを実施しています。

○ キャンペーンの内容

●特典：ICカードリーダー（10,500円）をNDNが無償提供します

●対象：期間中に有効期間「4年+30日」のICカードをお申し込んだ方

※キャンペーンの詳細については、次頁をご覧ください。

※有効期間「4年+30日」に対応した申込書類は、NDNのホームページ

（<http://www.ninsho.co.jp/aosign/>）及び西日本建設業保証株式会社で入手できます。

○ NDNの特徴

●発行シェアNo.1

累計発行枚数は8万枚を超え（平成18年7月現在）、営業開始以来No.1を続けています。

●親切丁寧なヘルプデスク

豊富なノウハウと安心のフリーダイヤルで電子入札の準備から入札手続を終えるまでフォローが万全です。

●建設業界が設立した認証局

建設企業、前払保証事業会社、金融機関等により設立されました。

●180を超える建設業界団体より推薦

社団法人宮崎県建設業協会をはじめ、180を超える業界団体より推薦をいただいています。

（平成18年7月現在）

宮崎県では、10月からはBクラス、来年4月からはCクラスを対象に電子入札を実施します。

まだICカードを購入されていない方は、この機会に是非ご購入ください。

そして、実際の電子入札に参加してみたいかがでしょうか。

また、練習用の電子入札システムで練習をしてみたいかがでしょうか。

お問い合わせ先

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL：0985-24-5656

AOSign サービス

推薦団体謝恩キャンペーンの概要

キャンペーン期間	平成18年9月1日～平成18年11月末日（必着）
お申込みいただくICカード	有効期間4年+30日のICカード
特典	ICカード1枚につき、ICカードリーダー1台（10,500円相当）を無償提供
必要な書類	ICカードリーダー無償提供券（次頁にあります）

本キャンペーンをご利用いただくと、期間3年+30日のICカードに比べ
+1,050円で1年長い期間のICカードがお求めになれます。

区分	ICカードの期間	購入額の合計	(内訳)	
			ICカード	ICカードリーダー
キャンペーンあり	4年+30日	52,500	52,500	無償提供
キャンペーンなし	3年+30日	51,450	40,950	10,500
差額		1,050		

※ICカード1枚、ICカードリーダー1台を購入した場合の比較（税込み）

（申込書の入手）

※申込書（「証明書有効期間」の欄に「4年間」があるもの）は、ホームページまたは西日本建設業保証株式会社から入手できます。

※ホームページには、申込書をエクセルで入力できるフォームがあります。

※「ICカードリーダー購入申込書」の提出は必要ありません。

（お申込みにあたってのご注意）

※キャンペーンの申込書類は「日本電子認証株式会社 認証事業部 営業課」宛に送付してください。

※申込書類に不備の無い場合、受付から10日前後で発行します。

※ICカードの有効期間は、発行日から開始されます（発行日の指定はできません）。

※他のキャンペーンとの併用はできません。



日本電子認証株式会社

TEL : 0120-714-240 (フリーダイヤル) FAX : 03-5148-5695

<http://www.ninsho.co.jp/aosign/>

eメール：ホームページの「AOSign サービスに関するお問い合わせ」からご送信ください

<受付時間> 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除く）

※電話がつながりにくい場合は、FAX、eメールでお問合せください

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL : 0985-24-5656 FAX : 0985-20-1167

<受付時間> 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除く）



申込書類に同封してください!

AOSign サービス推薦団体謝恩キャンペーン ICカードリーダー[※]無償提供券

ICカード1枚につき、ICカードリーダー1台を無償提供いたします。
(「ICカードリーダー購入申込書」の提出は必要ございません。)

お申込みいただく ICカード	有効期間4年+30日のICカード
受付期間	平成18年9月1日～平成18年11月末日(必着)

申込書類 送付先	〒104-0045 東京都中央区築地五丁目5番12号 (浜離宮建設プラザ3階) 日本電子認証株式会社 認証事業部 営業課 宛
-------------	-------------------------------------------------------------------------

必要事項記入欄 (ゴム印可)

商号・住所	
ICカード リーダーの 送付先	(上記と異なる場合のみご記入ください。)
所属団体	社団法人宮崎県建設業協会



日本電子認証株式会社

税務署だより

1. 高齢者や障害者と税

国は、高齢者や障害のある方に対して、財政支出の面で社会保障を充実させる一方、所得税の面でも次のとおり、特例が設けられています。

〔高齢者が受けられる特例〕

公的年金等の収入金額から控除される公的年金等控除額の最低控除額70万円について、年齢が65歳以上の方は50万円を加算して120万円を控除することができます。

なお、高齢者を対象としたマル優など利子の非課税制度については、障害者等を対象とした制度に改組されたため、平成18年1月以降は非課税とはなりません。

また、老年者控除については、平成17年分から廃止されております。

〔高齢者を扶養している方が受けられる特例〕

配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が、70歳以上の場合は、通常の控除額（38万円）より多い次の控除額が所得金額から差し引かれます。

なお、扶養控除の対象となる親族が納税者やその配偶者の父母及び祖父母（老親等）で同居を常況としているときは、控除額が58万円と更に多くなります。

- ① 配偶者控除 48万円 ② 扶養控除 48万円

〔障害者本人が受けられる特例〕

- ① 障害者控除

納税者本人が障害者であるときは、障害者控除として27万円（特別障害者のときは40万円）が所得金額から差し引かれます。

- ② マル優などの利子の非課税

マル優、特別マル優、郵便貯金の利子についての非課税制度を利用できます。

〔障害者を扶養している方が受けられる特例〕

- ① 障害者控除

障害者控除として一人当たり27万円（特別障害者のときは一人当たり40万円）が所得金額から差し引かれます。

- ② 特別障害者と同居している場合の配偶者控除及び扶養控除

特別障害者が、納税者やその配偶者、納税者と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としているときは、配偶者控除又は扶養控除として通常の控除額に35万円を加算した金額が所得金額から差し引かれます。

詳しいことは、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

2. 消費税及び地方消費税の期限内納付

納税は社会の基本的なルールです。

特に、消費税及び地方消費税は、消費者からの「預り金的な性格」を有する税金ですから、日ごろから、納付のための資金の備蓄に努め、期限内に確実に納付してください。

個人事業者の方の納付については、ご指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落としとなる、振替納税が大変便利です。

なお、期限内に納付がない場合には、本税のほか、完納の日までの延滞税も併せて納付しなければなりませんのでご注意ください。

納税についてお分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

宮崎税務署 電話 0985-29-2151

宮崎税務相談室 電話 0985-24-9380

（財）建設業福祉共済団からのお知らせ

年間完成工事高契約加入のお勧め

建設共済とは

建設業の現場（労災保険上の建設有期事業）に従事する労働者が、業務（通勤）災害により死亡したり、重度の身体障害を残した場合又は、傷病の状態にある場合に国の労災保険に上乘せして一定額の共済金を給付する制度です。

【年間完成工事高契約】

直前1年間の完成工事高に基づいて掛金を算出し、掛金を振り込んだ翌日から1年間、契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）で働く貴社および下請会社に雇用される労働者を補償する契約です。

【契約の特長】

- ・建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- ・元請・下請問わず無記名で補償。
- ・元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- ・事業主（契約者）への速やかな支払い。
- ・経営事項審査において加点。

【掛金の目安】

例：年間完成工事高…1億円

共済金区分…2,000万円（他に4,000万円、3,000万円、1,000万円があります。）

土 木	年間完工高	×	掛金率	×	無事故割引	=	年間掛金額
	1億円		0.76 1,000		90 100		68,400円

建 築	年間完工高	×	掛金率	×	無事故割引	=	年間掛金額
	1億円		0.29 1,000		90 100		26,100円

資料請求や掛金計算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

（社）宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

（財）建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

業界生まれ、 業界育ち。

加入するなら、建設業界を
一番よく知っている「建設共済」。
もしもの時、大きな安心で会社を
しっかり支えます。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において加点。

法定外労災補償制度
建設共済

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関:(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805宮崎市橋通り東2-9-19

TEL.0985-22-7171 FAX.0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学金事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済
不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451 | <http://www.kyousaidan.or.jp/>